

平成 28 年 12 月 20 日

平成 29 年度名古屋大学卒業・修了予定者の就職・採用活動について（申合せ）

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育及び学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力及び適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため、就職問題懇談会により「平成 29 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）が定められている。

また、一般社団法人日本経済団体連合会は、平成 28 年度の就職活動の実態を踏まえ、平成 29 年度卒業・修了予定者についても同様のスケジュールで実施することを発表している。

名古屋大学（以下「本学」という。）においては、各部局により実質的業務の形態が多様であるが、これら申合せ等の趣旨を踏まえ、全教職員が協力し、全学的にこれを実行することを確認するため、下記のとおり定める。

なお、企業へは、「平成 29 年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてのお願い」（別紙）のとおり依頼する。

記

1. 就職・採用活動の時期等について

就職・採用活動が大学教育に及ぼす弊害を極力防止するよう、就職・採用活動の秩序を維持し、正常な学校教育及び学生の学修環境の確保に努めるため、次のとおり取り扱う。

- 1) 企業が学内外で実施する「企業説明会」（名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数、選考スケジュールその他の採用情報を広く学生等に発信するための説明会をいう。以下同じ。）に対しては、卒業・修了前年度の 3 月 1 日以後に開催するものに限り会場提供又は協力を行うものとし、それ以前に開催するものについては、会場提供及び協力を行わない。
- 2) 学校推薦は、原則として卒業・修了年度の 6 月 1 日以後に行うものとする。
- 3) 正式内定日は、卒業・修了年度の 10 月 1 日以後に行われるものである旨学生に周知徹底する。

正式内定に至るまでの間においては、事実上の内々定を受けている企業が複数あるような状態が継続しないよう学生を指導するとともに、卒業・修了年度の 9 月 30 日以前に受ける内々定は、学生を拘束しないものである旨周知徹底する。

2. 採用広報活動について

企業が実施する「企業説明会」等を本学の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示するよう企業側に要請する。

また、実施に当たっては、土日祝日又は平日の夕方以降に実施する等、可能な限り学事日程に配慮する。

3. 就職の機会均等の確保等について

学生の資質若しくは能力に関係のない形式的理由による差別又は性別による差別を受け

ることのないよう、適正な就職指導及び就職事務を行うことに努めるため、次のとおり取り扱う。

- 1) 学生の応募書類は、原則として、次の書類に限るものとする。
 - ア) 履歴書（本学所定のものまたは、日本工業規格に準拠した市販のものとする。）
 - イ) 自己紹介書（原則として本学所定のものとする。）
 - ウ) 成績証明書
 - エ) 卒業・修了（見込）証明書
 - オ) 推薦書
- 2) 企業が指定する様式により、求人票及び応募書類を提出する場合は、次の事項に留意する。
 - ア) 本籍欄及び家族欄は、記載しないこと。
 - イ) 宗教、支持政党、思想、信条及び生まれ育った場所は、記載しないこと。
- 3) 戸籍謄本、戸籍抄本及び住民票は、企業から求められても提出しないものとする。
- 4) 採用面接において就職差別につながる恐れのある内容の質問等をしないよう、企業側に要請する。
- 5) 就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨を企業側に徹底するよう要請する。この場合において、特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。
- 6) 広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会又は実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は慎むよう、企業側に要請する。
- 7) 学生の職業の選択の自由を妨げる行為又は学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為を厳に慎むよう、企業側に要請する。
- 8) 予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階又は内々定後に求めることがないよう、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示することを、企業側に要請する。

4. 採用選考活動について

本学に求人情報を提供する企業に対し、以下の配慮を要請する。

- 1) 授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更その他の必要な対応が明示的に行われること。また、土日祝日又は平日の夕方の活用を取り入れる等、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応が行われること。
- 2) 採用選考開始日より前に採用選考活動を実施しないこと。
- 3) 学業成果を表す書類を採用面接等において積極的に活用することにより、学生の本分である学業への取組状況を含めて適切に学生を評価すること。

5. 新卒要件の緩和について

卒業・修了の際、未就職又は非正規雇用となった既卒者が新たな就職先を求め、再チャレンジできるよう、少なくとも、卒業・修了後3年を経過するまでの間にある既卒者は新卒者として扱う等、新卒要件の緩和について、企業側に依頼する。

平成 28 年 12 月 20 日

人事・採用ご担当者 各位

名古屋大学

平成 29 年度本学卒業・修了予定者の就職・採用活動についてお願い

貴社におかれましては、本学学生の就職に関し、平素よりご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、学生の就職活動及び企業による採用活動については、早期化・長期化を是正し、大学等における学生の学修環境を確保することで社会に貢献できる人材を育成する観点から、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会¹が、経済団体、関係府省と議論を重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところです。

平成 29 年度卒業・修了予定者の就職・採用活動時期については、学生の学業への配慮を十分に行うことを前提に、昨年同様、広報活動開始時期を 3 月 1 日以降、採用選考活動開始時期を 6 月 1 日以降とすることになりました。

そして、平成 28 年 9 月 20 日に一般社団法人日本経済団体連合会（以下、「経団連」）が「採用選考に関する指針」を改定し、昨年度の対応を維持することを発表したことを踏まえ、同月 28 日、就職問題懇談会は、平成 29 年度の就職活動にあたり、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「平成 29 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定しました。

また、就職・採用活動の円滑な実施と学生が学業に専念できる環境の確保のためには、経団連加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みそろえた取組が重要であることから、10 月 7 日に政府からも経済団体・業界団体の長（443 団体）に対し、就職・採用活動時期等を遵守するよう要請がなされています²。

本学は、学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で卒業生・修了生として、グローバル化をはじめ複雑多様化した社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動にあってもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えています。

このため、本学は、就職問題懇談会の「申合せ」に基づき、平成 29 年度卒業・修了予定者の就職・採用選考活動について、秩序ある対応を行ってまいります。

貴社におかれましても、就職・採用活動開始時期の遵守を始めとした秩序ある採用活動を行っていただくことは大学における優れた人材の養成にご協力いただくことであるということをご理解いただき、下記の事項への積極的なご協力を賜りたく、お願いいたします。

¹ 国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和 28 年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。

（構成団体）一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

² 「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）」（平成 28 年 10 月 7 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/henkou/h281007.html>

記

1. 平成 29 年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等について

広報活動開始：平成 29 年 3 月 1 日以降

採用選考活動開始：平成 29 年 6 月 1 日以降

正式内定日：平成 29 年 10 月 1 日以降

※本学の学部長・研究科長等による推薦書は平成 29 年 6 月 1 日以降に発行します。

(2) 「企業説明会」の取扱いについて

平成 29 年 2 月末日までに実施される「企業説明会」※に本学は協力いたしません。

なお、3 月 1 日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示をお願いします。

※「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

(3) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

なお、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

(4) 学生の応募書類及び採用選考活動における評価について

① 学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないでください。また、採用面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等はしないようお願いします。

② 少なくとも卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類（例えば、成績証明書や履修履歴等）を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の本分である学業の取組状況を含めて適切に学生を評価頂きますようお願いします。

(5) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為の自粛について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと

- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること
- ③ 6月1日以降の採用選考活動時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んで頂きますようお願いいたします。
また、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報をあらかじめ明示をお願いいたします。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保への配慮等について

(1) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われるようお願いいたします。特に、総合職採用における女子学生への配慮をお願いいたします。

(2) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」¹を踏まえた、適切な内容をお願いいたします。

そのため、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等をご遠慮頂きますようお願いいたします。

(3) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などは、それが採用選考において不利とならないよう配慮をお願いいたします。

(4) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮をお願いいたします。

(5) 新卒要件の緩和について

卒業・修了の際、未就職や非正規雇用となった既卒者が、新たな就職先を求め、再チャレンジできるよう少なくとも、卒業・修了後3年間は、新卒者として扱うなど新卒要件について配慮をお願いいたします。

以上

¹ 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成27年12月10日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省) (抜粋)

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。